

「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1 趣旨

職員の給与については、民間従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の方法を採用しているほか、国および他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図り定められている。

本年における特別区人事委員会勧告を受け、特別給（期末手当）の支給月数の改定を行う。

2 改正内容

特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数の改定

特別給の支給月数を0.15月引き下げる。

・引き下げ分については、特別給のうち期末手当で実施する。

(1) 一般職員の支給月数 ※（ ）内は再任用職員の支給月数

		現行	令和3年度	令和4年度から
期末 手当	6月	1.125月(0.625月)	1.125月(0.625月)	1.05月(0.60月)
	12月	1.175月(0.675月)	1.175月(0.675月)	1.10月(0.65月)
	3月	0.25月(0.10月)	0.10月(0.05月)	0.25月(0.10月)
	計	2.55月(1.40月)	2.40月(1.35月)	2.40月(1.35月)
勤勉 手当	6月	1.025月(0.50月)	同左	同左
	12月	1.025月(0.50月)	同左	同左
	計	2.05月(1.00月)	同左	同左
合計		4.60月(2.40月)	4.45月(2.35月)	4.45月(2.35月)

※3年度

3月期末手当の支給月数0.25月(0.10月)を0.10月(0.05月)に改定。

※4年度から

3月期末手当の支給月数0.10月(0.05月)を0.25月(0.10月)へ、6月期末手当の支給月数1.125月(0.625月)を1.05月(0.60月)へ、12月期末手当の支給月数1.175月(0.675月)を1.10月(0.65月)に改定。

(2) 管理職員の支給月数 ※ () 内は再任用職員の支給月数

		現行	令和3年度	令和4年度から
期末手当	6月	0.925月(0.525月)	0.925月(0.525月)	0.85月(0.50月)
	12月	0.975月(0.575月)	0.975月(0.575月)	0.90月(0.55月)
	3月	0.25月(0.10月)	0.10月(0.05月)	0.25月(0.10月)
	計	2.15月(1.20月)	2.00月(1.15月)	2.00月(1.15月)
勤勉手当	6月	1.225月(0.60月)	同左	同左
	12月	1.225月(0.60月)	同左	同左
	計	2.45月(1.20月)	同左	同左
合計		4.60月(2.40月)	4.45月(2.35月)	4.45月(2.35月)

※3年度

3月期末手当の支給月数0.25月(0.10月)を0.10月(0.05月)に改定。

※4年度から

3月期末手当の支給月数0.10月(0.05月)を0.25月(0.10月)へ、6月期末手当の支給月数0.925月(0.525月)を0.85月(0.50月)へ、12月期末手当の支給月数0.975月(0.575月)を0.90月(0.55月)に改定。

3 施行期日

3年度 公布の日

4年度 令和4年4月1日

新旧対照表

○職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>

【第2条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の85</u>、12月に支給する場合には<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

新	旧
<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。 (第4項から第6項まで省略)</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 (第4項から第6項まで省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u> この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p>	